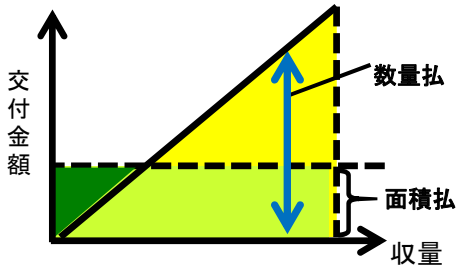


経営所得安定対策等の概要

令和4年度の経営所得安定対策等の加入申請は、4月1日から6月30日までとなります。忘れずに申請しましょう！

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

【交付対象者】 認定農業者、集落営農、認定新規就農者



数量払

生産量と品質に応じて交付

*以下の作物のほか、はだか麦、てん菜、でん粉原料用ばれいしょがあります。

【平均交付単価（R2年産～R4年産）】

小麦 6,710円/60kg, 二条大麦6,780円/50kg, 六条大麦5,660円/50kg
大豆 9,930円/60kg, そば 13,170円/45kg, なたね 8,000円/60kg

面積払

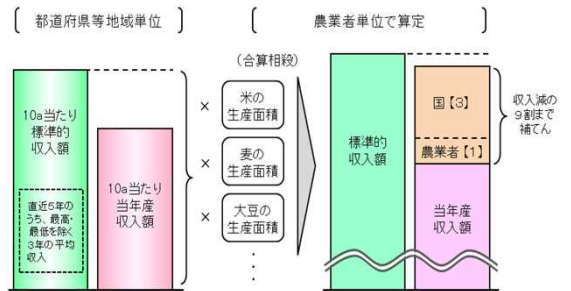
当年産の作付面積に応じて数量払の先払いとして交付

20,000円/10a（そば 13,000円/10a）

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

【交付対象者】 認定農業者、集落営農、認定新規就農者

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの当年産収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てん。（農業者と国が1対3の割合で拠出）積立金は掛け捨てではありません。



令和4年産からの変更内容

需要に応じた米生産を後押しするため、令和4年産から、ナラシ対策の対象農産物である米についても、具体的な出荷・販売予定に従って計画的に生産したものが補てんの対象となります。

また、積立金の納付期限は8月31日となります。

水田活用の直接支払交付金

【交付対象者】

販売農家、集落営農

【交付対象水田】

- ① たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外
- ② 現場の課題を検証しつつ、今後5年間（令和4～8年度まで）で一度も水張り（水稲作付け）が行われない農地は令和9年度以降交付対象としない方針

戦略作物助成

対象作物 ※1	交付単価
麦、大豆、飼料作物 ※2	35,000円/10a ※3
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	55,000円～105,000円/10a ※4

- ※1 基幹作のみ対象
 ※2 飼料用とうもろこしを含む
 ※3 多年生牧草については、当年産において播種を行わず収穫のみを行う年は1万円/10aで支援
 ※4 収量に応じて交付。また、過去実績から標準単収以上の収量が確認できたと認められる者には、自然災害等の場合でも、特例措置として標準単価（8万円/10a）で支援。

産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色を活かした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援します。

都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、当該支援の対象農業者に対して、前年度からの拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：5,000円/10a）で国が追加的に支援します。

水田農業高収益化推進助成

都道府県が策定した「水田農業高収益化推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援

- ① 高収益作物定着促進支援（20,000（30,000※5）円/10a×5年間）（②とセット）
- ② 高収益作物畑地化支援（175,000円/10a※6）
- ③ 子実用とうもろこし支援（10,000円/10a）

※5 加工・業務用野菜等の場合

※6 令和5年度までの時限単価。その他の転換作物に係る畑地化は10.5万円/10aで支援

水田リノベーション助成

産地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組を行う農業者を支援します。

※ 「新市場開拓に向けた水田リノベーション事業」と一体的に執行

◆ 交付金に関するスケジュール（予定）

	令和4年												令和5年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
申請手続 交付金の 交付				交付申請書、 営農計画書等 の受付			対象作物の作付確認、数量払の数量確認											
				ナラシ対策の 積立て申出			ゲタ対策の数量払の交付						ゲタ対策の面積払の交付					
			積立金の 納付			水田活用の直接支払交付金 の交付						ナラシ対策 の交付金の 交付						
(注) 上記は目安であり、交付時期が異なる場合があります。																		

◆ 申請手続の電子化（共通申請サービス）

農林水産省では、当省の所管する法令に基づく申請や補助金・交付金の申請をオンラインで行うことができる農林水産省共通申請サービス（通称：eMAFF）を構築しました。

経営所得安定対策等の申請手続もeMAFFを活用します。

令和3年以降、対象地域を順次拡大

- 令和3年度から本格運用に移り、順次対象地域を拡大しているところでは。
 - 令和4年度中に、農業者が希望すれば電子申請できるよう整備。
 - 順次、eMAFFに対応する地域農業再生協議会を拡大。
- （令和5年度までにはすべての地域農業再生協議会で対応完了予定）

※共通申請サービスが開始されても紙での申請は可能です。

期待される効果（以下の作業が省力化・削減されます）

農業者（申請者）

- 手書きによる書類作成
- 申請書類や添付書類提出のための外出

地域農業再生協議会

- 申請書の配布・回収・データ入力等
- 現地確認後のデータ再入力
- データの集計・報告

◆ 農業経営基盤強化準備金制度

- 認定農業者・認定新規就農者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。
- さらに、農業経営改善計画などに従い、積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて、農用地、農業用の建物・機械等を取得した場合、圧縮記帳できます。



準備金の対象となる交付金

畑作物の直接支払交付金、米・畑作物の収入減少影響緩和交付金、水田活用の直接支払交付金

- 注・ 水田リノベーション事業は本制度の対象外です。
- ・ 法人の方は令和4年4月以降に開始される事業年度分の法人税、個人の方は令和5年分の所得税から対象者の要件に「人・農地プランの中心経営体であること」が追加されます。

東北農政局

青森県拠点地方参事官室 017-777-3512
岩手県拠点地方参事官室 019-624-1129
宮城県拠点地方参事官室 022-221-1105

秋田県拠点地方参事官室 018-862-5720
山形県拠点地方参事官室 023-622-7247
福島県拠点地方参事官室 024-534-4157